

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和4年1月28日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和4年1月28日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	金子恵	委員	堤理志
委員	河野龍二		

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
係長	江口美和子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 一人一役の見直しについて
- (2) その他

開会 9時31分

閉会 11時45分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。委員会を始める前に、吉岡議員がお亡くなりになられましたので、黙とうを捧げたいと思います。御起立の上、黙とうを行います。

黙とう。

黙とうを終わります。着席願います。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を行います。山口議長は少し遅れるという情報が入っております。本日の議題は、お示しをしておりましたように、一人一役の見直しについてを議題としたいと思います。初めに、現行の一人一役についての別紙を差し上げております。見れば分かりますけども再確認を含めて事務局から説明をいたします。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

こちらの（別表）一人一役の役職の表を御覧ください。上から議長、副議長、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長、議会運営委員、議会広報広聴常任委員会委員ということで、議長と副議長については1名ずつ本会議で選挙となっております。下の表を御覧いただいて、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会で選任するものということで、各委員会とも委員長を1名、議会運営委員を2名、議会広報広聴常任委員会委員を4名ずつ、互選で選任するというようにしております。以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

協議に入る前に、網掛けの部分が一人一役になっていることの確認をいただきましたけれども、いろいろ問題点も聞きますし、何をどう見直すのかは、今から皆さんの意見を出していただきながら協議をいただくとしても、一人一役の定義について、それぞれ考え方が違う面もあるんじゃないかなという感じもいたします。あるいは、一定合意が得られておることが前提であろうと思いますけども、前回の見直しと、それまでの考え方もいろいろありまして、現在の考え方で良いのか、その辺りを協議する前提として、一人一役とは何ぞやということを今一度、共通認識を持っていきますと、どう見直すのかというのは、ずばり結論は出てまいります。従って、あれはするべきじゃないかとか、これは外すべきじゃないかとか、議論の前提の一人一役の定義が明確でないといろんな意見が出るだけで、まとめがなかなか難しいだろうということを考えますと、まず定義を共通認識として持つておくべきだろうと思っております。私も4期目ですが、結構長い期の河野委員とか堤委員は、6期、7期、8期になろうとしておられますので、そういうこと等も含めて、いろいろ意見を出していただきたいと思っておりますけれども。一定の方向を出した方が、議論しやすいんじゃないかなと思っておりますので、私が言いますから、事務局、ここに書いてくれないかな。私、今15年目なんですけども、以前から議運にもなっておりましたし、こういう定義をして、若干おかしい面があればどんどん訂正をしていただくとして、考え方を出示しますので御議論いただこうと思うんです。

議会が定める役職のうち、これは何を言うかといいますと議長、副議長、委員長とか、あるいは後期高齢者、長与・時津環境施設組合、西彼中央土地開発公社、そういう議会が定める役職です。そういう解釈をして、まず議会が定める役職のうち、議員報酬の基本額、議員報酬の基本額とは議員報酬です。25万8,000円のことです。議員報酬の基本額以外に報酬が加算される役職及び他機関の役職に就任し報酬を得るもの。

以上のような表現をしたんですが、もう1回申し上げますが、議会が定める役職と他機関の役職。議会が定める役職とは何ぞやと言いますと、別表を見ていただきますと、議会が定める役職は議長、副議長、常任委員長、それから議会運営委員会委員長、広報広聴常任委員長。これらの役職の人は、議員報酬の基本額以外に報酬が加算される役職なんです。だから議長は30何万円と、副議長は幾らと、それで委員長は幾らということを決めてありますので、議会が定める役職のうち、議員報酬の基本額以外に報酬が加算される人は、一人一役に入れたらどうかというのが一つ。それから他機関の役職とは、この表からいきますと上段の下の方にあります長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合、西彼中央土地開発公社、それから監査委員。これは他機関の役職で、議会が送るわけです。従って、他機関の役職に就任し報酬をそれぞれ得ておりますので、私共が議員になった頃はそういう考え方で一人一役になっておったということがあります。ちょっと経過を言いますと、この一覧表の網掛けの部分については金子委員が委員長のときに改正されましたね、金子委員。そのときに、こういう形になっております。ただ、ここで私が言いますものと若干当てはまらないのが、議会運営委員会委員、それから広報広聴常任委員会委員は、先程私が申し上げた定義の中には当てはまらないわけです。そういうことが若干違ってくるということで、一応私の方で定義的なものを申し上げましたけれども、これについて御議論いただいて、今から会議を進めていきたいと思っておりますので、自分が考えておったものと違う人もおられるだろうし、長い期間の中で考え方が違うんじゃないと、いやそうじゃないと、いろいろ意見があろうと思うんです。そういうことで、今からいろいろ御発言をいただければと思います。どなたかありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一人一役の役職については以下のものとするということで、まず役職を決めてしまつたらどうかと思うんですよ。議長、副議長、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、議会広報広聴常任委員長、そして議会運営委員長。この表の中から一人一役という役職を、この役職は重複してできませんというものを一応決めてしまつて。で、議長は例外でここは認めますとか。そういうことで決めてしまえばどうかと思うんですけれども。そういった中で私は、都市計画審議委員も法定委任でどうしても出さんといけん役職ですので、これも一つの役職として加えられたらどうかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員から、この表の中で一人一役を決めてしまえばどうかという発言がありまし

た。役職の定義について私が申し上げた考え方で、浦川委員の発言は、まさに定義どおりになっておるんじゃないかなと思うんですが。まずその定義を、共通認識を持っていただければ良いんじゃないかなと思うんですけれども、何かございません。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

定義を定めるならば、委員長が説明されたのがどなたも分かりやすいかなと思はるんですけれども。経験上、一人一役という制度がなければ、例えば一人の議員にいろんな役職が集中すると。結果ですけど、選挙で選出するという形になりますんで、影響力がある方だとか、長与町はありませんけれども最大会派だとか、そういうグループのリーダーに役職が集中してしまうという経験もしましたんで、それが本当に良いのかというところで、やっぱりこういう制度があるべきじゃないかなと私は思ったところです。で、やっぱり、議員になったからにはいろんな所で、いろんな議題だとか、調査だとか、また議員としての資質も高まっていくんだらうということで、一人に役職が集中しない制度として一人一役という形で、そうすることで資質も高まって活発な議会運営もできるんじゃないかなというふうに思いますんで、私は一人一役が出来たことは非常に素晴らしいと思うんですよ。これをずっと継承してきたことも、素晴らしいと思うんですよ。だから、そこがその定義になるかというところ非常に難しいところもあるんでしょうけれど、そういう考え方で本当は進めていくべきではないかなと思いますんで、今、発言できるのはそういうところなんです。そこが文章になるかというところ、文章的には難しいのかなと思うんですけれども、感じているところはそういうところなんです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、言われたそういう趣旨、なるべくいろんな人に役を取ってもらうということでできたんじゃないんですか、いきさつは分かりますけど。そういうことであれば例えば、議長、副議長、委員長は、長与・時津環境施設組合議員にはなれないとか。その下の人は全部散らばっていくわけですよ。そういう趣旨で、まず役職を決めて。数えてみたら12～13くらいかならんわけですよ。だから、それでもなるべく一人の役を少なくしていても、できない人はできないんですよ、役職が無いわけですから。だから、河野委員が言われたような、なるべく分けて持ちましょうというのが趣旨だと思いますので、そこは別に文章に起こさんでも、一人一役という考え方で決めていくということがそういうことにも繋がるんだと思いますので、まずは役職を決めていかれたらどうかというふうに。その方が早いかなと思うんですけれども。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。一人一役の狙いには、いろいろあろうと思うんですが、議会の活性化を図るため、一人の議員が複数の役職をすることなく分担し合うことという趣旨から、一人一役を確認していくということで、今から趣旨に沿った役職を協議してまいりたいと思います。先程、浦川委員から、これと、これと、これが当てはまるんじゃないかという話がありましたけれども。

浦川議員。発言をしてください。

○委員（浦川圭一委員）

この表を参考に提案させていただきます。まず一番上、議長1人、副議長1人、ここはまとめて書いてありますけれども総務厚生常任委員長1人、産業文教常任委員長1人、議会広報広聴常任委員長1人、議会運営委員長1人。それと後期高齢者医療広域連合議員を議長が現状のように兼任するのであれば、これは一役から外すってということで0人ですので書き込まない。ただ、河野委員が言われたように、議長以外から出すべきじゃないかということになれば、1人と書き込んでいくべきかなと思っております。それとあと、長与・時津環境施設組合も正副議長が出て4人なんですけど、正副議長は、もう一役はまっていますので、ここはほかの議員からってということになりますと議長、副議長、各委員長以外から4人とするのか、今までどおり正副議長を入れた方が良くないかという案であれば2人とする。そこは議論をしていただきたいと思いますが。次の土地開発公社理事についても今2名ですけども、議長を兼任させないとすれば2名にして、議長に兼任させるとすれば1名ということで決めて。あと監査委員は1人。今、言った分で、それぞれ一人一役ということで決めればどうかなと思っております。追加ですけども、先程申し上げた都市計画審議会委員についても法定委任ですので、これは、どうしても委員として出さないといけないという状況になっておりますので、これも今までどおり議長を選任して出すということであれば、書く必要はないんですが、議長、委員長以外の者からなってもいいんじゃないかということになれば、これも一役として入れても良いんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員から案として発言があったわけですけども、今の発言とは若干違うということはありませんか。今の発言の中でちょっと気付いたんですが、長与・時津環境施設組合の正副議長については、前の期のときに時津町がずっと正副議長が入っていたわけです。そしたら長与が正副議長が入ってなかったから、やっぱり正副議長を入れるべきじゃないかと議運で話もありまして、それで全協に諮って正副議長に入っていたかどうかということになったわけなんです。それが昨年、一昨年かな、時津町に合わせてうちも正副議長を入れておったのに、今度は逆に時津町が正副議長を外すと、議員から出すということになったわけで、それならば長与も同じように正副議長を外して、議員からした方が

いいんじゃないかと話をしながら、2年か3年が過ぎて今日になっておるという状況でございますので、できればこれは時津町に、逆に合わせていくということが妥当ではないかと、そういう経過がございますので御検討をお願いしたいと思います。それからもう一つ、西彼中央土地開発公社に議長が入っておるのは、これ執行側が、構成町の議長に入っていただくという考え方がきちとこうあるわけで、その辺りから議長が入って、ほかに1名、議員から出してくださいというような話になっておりますので、そういう経過は念頭に置きながら検討いただければと思います。何か御意見ございませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

やっぱりこだわりたいのは、下の3つの広域連合と施設組合、管理公社ですけど、施設組合と管理公社には議長が選任されて入っているわけですけども後期高齢も含めて、規約等に「議長でなければいけない」とかそういうのがなければ、そこは考えなくていいと思うんです。長与町議会で選任してその団体に送るわけですから、議長でなければ責任が果たせないっていうのではないと思うので、相手方の団体の規約になればそこも含めて撤廃してもいいんじゃないかなと思います。そして一人一役として、ほかの方でも行けるような状況にするというのが良いんじゃないかなと私は個人的に思います。

○委員長（岩永政則委員）

今の金子委員の発言では、広域連合等については規約ですか。そういうものに指定があれば議長とすると。もしなければ、ほかの議員でいいんじゃないかという発言ですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

広域連合だけではなく、施設組合にしても管理公社にしても、議長、副議長などの指定がない場合は、ほかの議員がその役職をすることができるというふうにした方が良いのかなと個人的には思っています。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

同じような意見になりますけど、議長でなければならぬとなっていてところ以外を。先程、浦川委員から説明をされた内容でいくと定数16に対して、都市計画審議会まで入れると役職が16人中15人かな。例えば、正副議長を外すと16人中10人になるんで。私は最大限、議員にそれぞれの仕事が振り分けられるというふうな、一番多くの数を出すならば、都市計画審議会まで含めて16人中15人は違う役職につけるという環境の方が良いのかなと思いますんで、可能であればそっちの方向で、一人一役の役職を決めていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

再確認をしたいと思いますが、別表を見ていただきたいと思います。議長に網掛け、それから副議長、網掛け。それから総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長を二つに割って、これを事務局にお願いしたいと、そういう意見です。一覧になっておるものをそれぞれ2段に分けて、人数を1人ずつにして、選任方法もそれぞれ整理をお願いしたいと思います。それから議会広報広聴常任委員長も網掛け。議会運営委員長も網掛け。それから今、網掛けになっている議会運営委員、議会広報広聴常任委員は外す。それから長崎県後期高齢者医療広域連合議員も網掛け。それから選出方法は産業文教となっていますが、これは総務厚生です。ここは委員会条例が変わりましたので。以前は産業文教から出したわけです。次に長与・時津環境施設組合議員を4人、下段は抹消です。選任方法の2行目に「委員長以外からそれぞれ2名」の字句を入れる。次に西彼中央土地開発公社理事は1名、括弧に米印で（※他に議長1名）。そして総務厚生常任委員会から選任と、このままです。それから監査委員に網掛け。それから新たに都市計画審議会委員1名は、産業文教常任委員会で選任。このように今日の段階では改正をすることで、意思統一を図りたいと思います。今のに何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと細かいことですが、先程委員長の方で、選任方法の欄で2名とか、1名とかおっしゃいましたが、この表の中で「人」で統一されているので、2人とか、1人とか、「人」で統一しとった方が良いんじゃないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

土地開発公社と長与・時津の施設組合ですね。「それぞれ2名」と言いましたが「2人」に訂正をいたします。それから次の括弧、米印（※他に議長1名）と言いましたが、「1人」に訂正をしたいと思います。ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この表を基に、今、委員長が網掛けとか、説明をずっとされたんですが、一番頭に、一人一役の役職ということが書いてあって「一人一役の役職は以下のとおりとする」とか書いて、副委員長とか、委員とかいう欄は除いて作られた方が分かりやすいんじゃないかなと。何で副委員長と委員が載っているのかなって意味も分からんし、そんな書き方をすれば足したときに14人とか、15人とかが全部分かるわけですよ。この書き方は8人で重複して書いとるもんですから、非常に分かりにくいものですから、これは外した方がいいんじゃないかなという感じがしとるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

皆さんどうですか。今の件ですけれども、何で副委員長とか、議会運営委員とか、広報聴常任委員会委員とかをこの表に載せとるのかと言いますと、私も昨日も家で見とって、議会で役職を選任するわけですよ。そのときの選任がこういう形でしますよということで、この表に載っているんだろうなと自分なりに判断をしたんです。そのうちに、網掛けをしたものが一人一役の役職を表示するための表なのかなということを感じたんですが。そうであれば、今言われるように、一人一役以外の役職までここにあるのであれば表題を少し変えて、例えば「議会及び議会等の議員選任及び一人一役の云々」というような何か、一番上の（別表）一人一役の役職を変えた方が良いんじゃないかなというように感じも持ったわけです。今も浦川委員から指摘をされたことも含めて、私も感じておったんですが、そのまま一人一役の役職というだけでいけば、白くなったところは要らないんじゃないかということとは言えると思うんです。事務局長、何かないですか。富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

この表自体は慣例と言いますか、この表が生きて、回ってきたわけで、下半分のそれぞれの委員会で選任するものとのリンクを考えたら、この表現もおかしくないのかなと。網掛けの部分だけ考えればいいのかなというふうには思っております。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。
（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

もう一つ出てまいりましたけれども（別表）の頭に「一人一役の役職」という表現がありますが、これは削除するという事で御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をいたします。

暫時休憩します。
（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日は、こういう状況で一応確認をし合うということで、まだ期間があり、近々また議会が始まりますので、議会後に再度協議をいただくということにしたいと思いますが、日程は協議して決めたいと思います。一人一役の件については3月以降の議会後にまた協議をするということでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をしたいと思います。

それからちょっと意見を聞きたいと思うんですけれども、その他の件で1点、タブレ

ットの件がデモンストレーションを行いましようということで今、終わっていますね。それで事務局とも協議をしてみたんですけど、できれば3月議会が終わったあとに、タブレットに3月議会の例えば来年度の当初予算を打ち込んで、それを持って審査をするよう順序立てて、使い方も学習しながら、1回デモンストレーションをします。そのためには、いろいろ協議を事務局も町長部局としていかんばいけないと思うんですけども、そういうことで3月議会が終わってから、3月議会を踏まえてタブレットに入力したらどうかと思うんですが、それでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは今後、財政部局と協議を事務局でしていただくというのが一つ。それから、協議をして準備が完了しますと、4月になるだろうと思うんですけども、デモンストレーションの時期がいつになるか、その辺りを協議いただいて、大体方向が決まったら議運でデモンストレーションを行うというようなことになろうと思うんです。そういうことで、タブレットについてはいいでしょうか。何か御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は、できるだけ早めに導入の方向性をはっきりさせとった方がいいと思うんですよ。今のお話を聞くと、どうなるのかなってちょっと不安になるんですけど。前回、議運で確認したのが、今年度中にタブレットの実証のデモンストレーションをしようというふうな話じゃなかったかなと。先程その他の件で聞きたいというのはそこだったんですよ。で、今年度中って確認して終わったと思うんで、今年度中は今の話だとできないのかなって思ってますね。何とかできればなんて思っているんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

先程言いますように、3月議会終了後に行うという前提が一つ。それからタブレットに入力を準備していただくことが一つ。そのためには、今からでもいいですが事務局と財政部局と十分協議をして、向こうの体制が必要と思いますので。今からさらに忙しくなっていくわけです。その協議をするということが一つと。それで大体準備ができると、例えば3月の末でもいいじゃないですか、どうしてもできなければ4月にまたがっても。したがって議会終了後ということで、できるだけ順序立ててしていただいて、それで3月末か、4月にかけてデモンストレーションを行うということを考えておるということで、もう1回今申し上げたんで。だらだら、いつになるか分からんということじゃないんですよ。そういうことで、そういう方向はどうでしょうか。いいですか皆さん。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

遅くとも4月上旬にはできる環境を整えるという考えでいいんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

それでは今御指摘がありましたように3月末か、4月の遅くとも上旬までにはデモン

ストレーションを行いたいと思います。いいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定をさせていただきます。

それから、今回は先程言いましたが、一人一役については3月議会後ということで、このデモンストレーションがまず第1弾に来るかもしれませんが、議会後には。それで日程的に、確認を今の段階でしておきたいと思うんですが、3月議会は、初日は3月1日火曜日になるんですが事務局、これはそれでいいんですか。3月1日を初日にするとして、逆算していきますと2月22日、議会運営委員会、議運の日程等です。それから、2月15日火曜日です。一般質問の締め切りになります。それから2月8日が一般質問の受け付け開始、こういう形になるだろうと思いますけれども、そういうことですか。事務局。

○議会事務局長（富永正彦君）

予定はそのように。

○委員長（岩永政則委員）

したがって2月22日が、会期等についての議運をさせていただければと思います。予定しておりましたものは以上でございますけれども、何か皆さん方からありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

私たちの任期が、もう残すところあと1年ちょっとだと思うんですが、前回の改選前のときの様子を振り返ったら、議会基本条例とか、議会運営についての見直しのアンケートみたいなことを取り組んだような気がしているんですよ。議会基本条例を見たら見直し手続があって、評価と改善を行って、必要があると認められればこの条例の見直し、検討をしないといけないと21条にあるんですよ。これが必要なのかわかっていうのを1回この議運の中で検討、協議が要るんじゃないかという気がするんですが。後半に気付いてばたばたするよりも、もし、しないといけないということだったら早めにそういう手も打った方がいいのかなという気もして、発言させてもらいました。

○委員長（岩永政則委員）

今、問題提起的な形で、必要であればということなんですが。具体的にこういうのがおかしいのでこうなんだというような、そういうことは何かないですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは私個人が何か思っているということじゃないです。今回は議員皆さんに「何か気付きはないですか」というふうな問い合わせをしたので、今回も、もしかしたらしないといけないのかなという気もしてですね、ちょっと確認っていうか。特に私がこの件について改善した方がいいという意見があるとか、そういうことじゃないです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議会報告会ですか、年1回開催することで義務づけられとつとですけども、あれはいちよんしよらんですよね。それで YouTube で流しよつとですけども、議会側はあれをやっているからという認識なんでしょうが、条例そのものを読めば、しよらんじゃないかという話ですよ。「代わってすることができる」とかいう条文を入れ込んであれば今のやり方でもいいんでしょうけど、恐らく条例自体は守られていないのかなあという気がしているんですよ。だから、こういう事態になることを想定しない中で、ああいう条例を決められたんでしょうけども、報告会に代わって、こういうことでやることができるかを付け加えるべきでないのかなあというような気はしとるんですが。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに何かないですか。今、2点出てまいりましたけれども、また次回、皆さんから問題提起していただいて、例えば基本条例の改正、どういう問題があるからこうすべきじゃないかというようなことも、できれば出していただきながら協議に入りましょうか。何も無いのに協議をしましょうと言っても、何もならないわけですから。時間もありませんので、問題意識を持って問題提起をしていただいて、それで本当に議会基本条例の改正が必要であれば、どんどん進めていっていいんじゃないかなと思うんです。今、副委員長からもありました YouTube で現在やっていますけれども、そういうのを付け加える必要があるのかどうか。その辺りも含めて検討いただければいいんじゃないでしょうか。副議長ないですか。議長何かございません。金子委員ないですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私が言いたかったのは、もしかしたら議運以外のメンバーで何らかの気付きとか、こうしたら良いのにねという意見をお持ちの方がいるかもしれないので、そういう気付きがあれば議運に上げてくれというようなものを全協で、そういう機会があった方が、基本条例に則って何か気付きがあればそれは議運の中で取り上げていくというようなことになると思うので、そういうことができないのかなという意味で申し上げたつもりです。

○委員長（岩永政則委員）

議長の方で事務局と協議いただいて、そういう機会があれば設けていただければいいんじゃないかと思えますけど、どうですか。

山口議長

○議長（山口憲一郎議員）

今の件につきましては、事務局と検討しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにないですか。ほかにないようでしたら、以上をもって本日の議会運営委員会を終了したいと思います。お疲れ様でした。

(閉会 11時45分)